

「中国・湖北省炭素排出取引政策」の  
新動向について

(2024年3月)

日本貿易振興機構（ジェトロ）

武漢事務所

ビジネス展開課

#### 報告書の利用についての注意・免責事項

本報告書は、日本貿易振興機構（ジェトロ）武漢事務所が現地法律事務所の天達共和（上海）法律事務所に作成委託し、2024年3月に入手した情報に基づくものであり、その後の法律改正などによって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは作成委託先の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではありません。また、本報告書はあくまでも参考情報の提供を目的としており、法的助言を構成するものではなく、法的助言として依拠すべきものではありません。本報告書にてご提供する情報に基づいて行為をされる場合には、必ず個別の事案に沿った具体的な法的助言を別途お求めください。

ジェトロおよび天達共和（上海）法律事務所は、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロおよび天達共和（上海）法律事務所が係る損害の可能性を知らされていても同様とします。

本報告書に係る問い合わせ先：

ジェトロ

海外ビジネスサポートセンター／ビジネス展開課

E-mail : [SCC@jetro.go.jp](mailto:SCC@jetro.go.jp)

ジェトロ・武漢事務所

E-mail : [PCW@jetro.go.jp](mailto:PCW@jetro.go.jp)

**JETRO**

## 目 次

一、 湖北省における炭素排出権取引の政策動向 .....	1
(一) 「湖北省 2022 年度炭素排出権枠分配方案」の目玉 .....	1
(二) 「湖北省炭素排出権取引管理暫行弁法」公布 .....	5
二、 炭素排出権取引に関する国家級政策の動向 .....	8
(一) 「温室効果ガス自主的排出削減量取引管理弁法（試行）」および四種類の方法学公布 .....	8
(二) 「炭素排出権取引管理暫行条例」公布 .....	11
三、 炭素排出削減に関する支援政策の傾向 .....	13
別紙：本稿に触れる重要法令 .....	15

## 中国・湖北省炭素排出取引政策の新動向について

「カーボンピークアウト・カーボンニュートラル」（以下、併せて「双炭」と言う）目標を実現する最も重要な政策項目である炭素排出権取引を更に規範化するため、2023～2024年初めにかけて、中国の中央政府と湖北省政府は、炭素排出権取引関連の法令・政策を続々と発表しました。本稿では、昨年提出した「中国・湖北省炭素排出権取引の本格化稼働」の対応について<sup>1</sup>を基に、2023後半から2024年初めにかけて発布された全国市場と湖北市場に関する重要な炭素排出権取引法令・政策の主要内容を簡潔に整理してレポートします。

### 一、湖北省における炭素排出権取引の政策動向

#### (一) 「湖北省 2022 年度炭素排出権枠分配方案」の目玉

湖北市場の重点排出単位が炭素排出権取引義務の履行を指導するガイドブックとして、湖北省生態環境庁は、2023年11月6日に「湖北省 2022 年度炭素排出権枠分配方案」<sup>2</sup>（以下、「2022年分配方案」）を公布しました。湖北省過去数年度の分配方案と比べ、2022年分配方案は主に下記の目玉があります。

1. 全体からみると炭素排出枠の総量、産業別の分配枠が安定しているが、炭素排

---

<sup>1</sup> 原文リンク：<https://www.jetro.go.jp/world/reports/2023/02/7590d3bb8eb20d34.html>

<sup>2</sup> 原文リンク：[https://sthjt.hubei.gov.cn/fbjd/zc/zcwj/sthjt/ehh/202311/t20231107\\_4929757.shtml](https://sthjt.hubei.gov.cn/fbjd/zc/zcwj/sthjt/ehh/202311/t20231107_4929757.shtml)

出コントロールがより厳しくなる傾向があります。

「2022 年分配方案」において明確にされた炭素排出枠の総量は 1.8 億トン、  
2021 年総量の 1.82 億トンと比べ 1.1% 小幅減少しました。

	2020	2021	トレンド	2022	トレンド
炭素排出枠 の総量	1.66 億 トン	1.82 億 トン	↑	1.8 億 トン	↓

また、歴史強度法<sup>3</sup>または歴史法<sup>4</sup>を選択する場合、適用されなければならない  
「産業排出コントロール係数」<sup>5</sup>は、合計 16 業種の内、10 業種の係数が前年度  
と比べ引き下げられ、残りの 6 業種も前年度水準維持と、「産業排出コントロー  
ル係数」がより厳しい方向に調整される傾向にあります。

<sup>3</sup> 歴史強度法を選択する場合、企業の実際分配枠は、「2022 年の生産量実績×歴史炭素強度値（2019 年～2021 年の加重平均値）×産業排出コントロール係数×市場調整因子（2022 年度は 0.9836）」で計算されることとなります。

<sup>4</sup> 歴史法を選択する場合、企業の実際分配枠は、「2022 年の生産量実績×歴史炭素強度値（2019 年～2021 年の加重平均値）×産業排出コントロール係数×市場調整因子（2022 年度は 0.9836）÷365×正常生産日数」で計算されることとなります。

<sup>5</sup> 上記算式の通り、係数の値が高いほど重点排出単位に支給する炭素排出枠が大きくなります。

産業	2020	2021	トレンド	2022	トレンド
ガラスおよび その他の建材	0.9575	0.9825	↑	0.9700	↓
セラミックス 製造	0.9276	0.9176	↓	0.9000	↓
自動車製造	0.9363	0.9363	—	0.9263	↓
設備製造	0.9363	0.9363	—	0.9263	↓
鋼鉄	0.9638	0.9888	↑	0.9763	↓
石油化学	0.9671	0.9671	—	0.9471	↓
水生産・供給	0.9671	0.9771	↑	0.9771	—
熱力生産・ 供給	0.947	0.9470	—	0.9470	—
セメント	0.9578	0.9578	—	0.9578	—
紡織業	0.9408	0.9408	—	0.9408	—
化学工業	0.9403	0.9753	↑	0.9508	↓
非鉄金属およ びその他の金 属製品	0.9432	0.9632	↑	0.9532	↓
食品・ ドリンク	0.9331	0.9581	↑	0.9456	↓
医薬	0.931	0.9510	↑	0.9410	↓
造紙	0.9656	0.9656	—	0.9656	—
その他	0.9258	0.9508	↑	0.9508	—

## 2. グリーン電力等の相殺メカニズムを初導入

「2022年分配方案」には、重点排出単位が湖北電力取引センター、湖北炭素排出権取引センターにより共同認証されるグリーン電力取引証憑をもって相応の排出削減枠として実際の排出量から相殺することができる仕組みが新規導入

されました。つまり、グリーン電力取引証憑を取得した企業は、炭素排出枠の年間清算・納付の際に、実際の排出枠から相当枠の相殺（マイナス計算）ができます。

グリーン電力相殺メカニズムの運用について、「2022年分配方案」は下記のように定めています。

運用時点	炭素排出枠の清算・納付段階に取得したグリーン電力取引証憑相当の排出削減枠を企業の当該年度の実際排出量から相殺（マイナス計算）できる。
適用条件	重点排出単位が清算・納付段階で排出枠不足の場合。
相殺制限	相殺比率は初期枠の10%を超えず、かつ重点排出単位の不足枠を超えてはいけない。 当年度の清算・納付段階のみ使用可能、かつ分割使用またはその他年度に繰り越して使用することはできない。

グリーン電力以外に、武漢市の重点排出単位は「武漢市カーボンインクルージョン体系」に基づいて武漢市生態環境局が発行したカーボンインクルージョン排出削減量を使用し、初期枠の10%と不足枠の範囲内で2022年の企業の実際排出量から相殺できることも明確化されました。

### 3. 政府事前留保枠の競売制度を初導入

「2022年分配方案」には、契約履行期間において、政府事前留保枠について適時競売することができ、競売に投入する政府事前留保枠が160万トンであることを明確にしました。その具体的な競売時間及び基準価格については別途通知することになっており、需要のある企業は湖北炭素排出権取引センター、湖北省生態環境庁などの関連当局の公式サイトにおける発表に留意し、または関連当局に発表計画を確認することを勧めます。

#### (二) 「湖北省炭素排出権取引管理暫行弁法」公布

湖北省の炭素排出権取引テストの運営にとって最も重要な基盤である規範的法令として、「湖北省炭素排出権管理と取引暫行弁法」<sup>6</sup>が2014年4月に公布されてから既に10年経ち、全国市場の設置および「炭素排出権取引管理弁法（試行）」<sup>7</sup>など新規公布された中央レベル法令との齟齬が生じてきているため、関連法令を参照して改正を行う必要が出てきました。

2023年12月19日、湖北省人民政府が「湖北省炭素排出権取引管理暫行弁法」

<sup>8</sup>（以下、「新・湖北省暫行弁法」という）を公布、翌24年3月1日より施行し、

---

<sup>6</sup> 原文リンク：

[https://sthjt.hubei.gov.cn/fbjd/xxgkml/gysyjs/sthj/sthjfg/flfg/201404/t20140423\\_540324.shtml](https://sthjt.hubei.gov.cn/fbjd/xxgkml/gysyjs/sthj/sthjfg/flfg/201404/t20140423_540324.shtml)

<sup>7</sup> 原文リンク：[https://www.gov.cn/zhengce/zhengceku/2021-01/06/content\\_5577360.htm?eqid=cc8fcbbe0000e9ec000000056494181b](https://www.gov.cn/zhengce/zhengceku/2021-01/06/content_5577360.htm?eqid=cc8fcbbe0000e9ec000000056494181b)

<sup>8</sup> 原文リンク：<https://www.hubei.gov.cn/pdb/article.shtml?id=hbjih5043397&sign=r>

同日に「湖北省炭素排出権管理・取引暫行弁法」および「湖北省炭素排出権管理・取引暫行弁法」の第5条第1項の改正に関する決定<sup>9</sup>が廃止されることを明らかにしました。現行の「湖北省炭素排出権管理・取引暫行弁法」と比べ、今回公布の「新・湖北省暫行弁法」には、下記2点の重要な変化があります。

#### 1、重点排出単位の確定基準を調整

	適用法令	重点排出単位の確定基準
2016年9月26日以前	「湖北省炭素排出権管理・取引暫行弁法」	湖北省の行政区域にある年間総合エネルギー消費量が標準炭換算で6万トン相当あるいはそれ以上に達した工業企業 <sup>10</sup>
2016年9月26日以降	「湖北省炭素排出権管理・取引暫行弁法（2016改正）」	国家・湖北省政府当局による確定の範囲に基づいて執行する <sup>11</sup> （湖北省生態環境庁発布の2019、2020、2021年3年間の炭素排出権枠分配方案に基づき、湖北省の重点排出単位は、炭素排出権枠分配方案が公布された前3年間のいずれかに年間総合エネルギー消費量が標準炭1万トン相当に達した16産業範囲内の工業企業とする）
2024年3月1日以降	「新・湖北省暫行弁法」	湖北省の行政区域にある年間温室効果ガスの排出量が、CO2相当量で1.3万トン以上（温室効果ガス排出コントロール目標により適時調整）に達する工業企業 湖北省生態環境主管部門が別途公布の納入基準に達する <b>非工業企業</b> <small>12</small>

<sup>9</sup> 原文リンク：

[https://sthjt.hubei.gov.cn/fbjd/xxgkml/gysyjs/sthj/sthjfg/flfg/201610/t20161020\\_540339.shtml](https://sthjt.hubei.gov.cn/fbjd/xxgkml/gysyjs/sthj/sthjfg/flfg/201610/t20161020_540339.shtml)

<sup>10</sup> 「湖北省炭素排出権管理・取引暫行弁法」第5条

<sup>11</sup> 「湖北省炭素排出権管理・取引暫行弁法（2016改正）」第5条

<sup>12</sup> 「新・湖北省暫行弁法」第8条

「新・湖北省暫行弁法」施行後、湖北省の炭素排出権取引の参加対象である重点排出単位の確定基準は、従来の年間総合エネルギー消費量から、全国市場と同じ基準の CO2 相当量に切り替えられ、かつ全国市場当面 2.6 万トンの基準 50% である 1.3 万トンとされ、適用対象企業の範囲が更に拡大しました。

また、「新・湖北省暫行弁法」から、非工業企業が炭素排出権取引の納入対象に初めて加えられており、炭素排出権の納入や監督管理の対象範囲が今後さらに拡大することも見込まれています。

## 2、炭素排出データに対する管理の強化

「新・湖北省暫行弁法」は、炭素排出データに対する管理の強化を明確にし、重点排出単位に対して下記を義務付けました。

(1) 年度排出データ品質コントロール計画書を作成し、排出データの監視方式、頻度、責任者等を明確にし、所在地の県クラス以上の生態環境当局に提出しなければならない。

(2) 年度排出データ品質コントロール計画書に基づいて監視を徹底し、排出データ品質コントロール計画に変化がある場合、適時に所在地の県クラス以上の生態環境当局に報告しなければならない。

(3) 毎年 3 月の最終日までに、所在地の県クラス以上の生態環境当局に前年度の温室効果ガス排出報告書を提出し、報告書の真実性、完全性、正確性に対する責任を負うべき、報告書に触れる原始記録と管理台帳を 5 年間以上保管しな

ればならない。

温室効果ガス排出報告書には、企業の基本情報、生産工程、主要製品の生産能力および生産量、温室効果ガス排出量を記載する必要があり、また定期的に公開して公衆による監督を受けることが「新・湖北省暫行弁法」に要求されているため、もし企業の営業秘密等<sup>13</sup>に触れる場合、事前に所在地の生態環境当局とヒヤリングして、「非公開」と申請することを提案します。

## 二、炭素排出権取引に関する国家級政策の動向

(一) 「温室効果ガス自主的排出削減量取引管理弁法（試行）」<sup>14</sup>および四種類の方法学公布

### 1、「温室効果ガス自主的排出削減量取引管理弁法（試行）」公布の背景

国家発展・改革委員会が2012年6月13日に「温室効果ガス自主的排出削減量取引管理暫行弁法」<sup>15</sup>（以下、「旧暫行弁法」という）を公布し、プロジェクト査定、排出削減量の認証、CCER<sup>16</sup>の登録登記、取引、抹消管理などのプロセ

---

<sup>13</sup> 「中華人民共和国不正競争防止法（2019年改正）」の第9条により、「営業秘密」とは公衆に知られていなく、商業的価値を有しかつ権利者が相応の秘密保持措置を取った技術情報、経営情報等の商業情報を指します。

<sup>14</sup> 原文リンク：[https://www.gov.cn/gongbao/2023/issue\\_10866/202312/content\\_6918861.html](https://www.gov.cn/gongbao/2023/issue_10866/202312/content_6918861.html)

<sup>15</sup> 原文リンク：<http://www.mee.gov.cn/ywgz/ydqhbh/wsqtz/201904/P020190419527272751372.pdf>

<sup>16</sup> 中国認証排出削減量（China Certified Emission Reduction）。

スを明確にし、初歩的な運用体制を構築しましたが、取引額が少なく、また一部のプロジェクトに不規範などの問題が生じたため、国家発展・改革委員会が 2017 年 3 月 14 日に 2017 年第 2 号公告<sup>17</sup>を公表し、公告の発表日より温室効果ガス自主的排出量取引の方法学、プロジェクト、排出削減量、査定・認証機構、取引機構の届出申請の受付を一時停止し、「旧暫行弁法」に対する改正を完成した後、新しい弁法に基づき関連申請を受理することを発表しました。

2023 年 10 月 19 日、生態環境部と国家市場監督管理総局が連合で「温室効果ガス自主的排出削減量取引管理弁法（試行）」（以下、「CCER 管理弁法」という）を公布し、約 7 年ぶりの CCER 認証再開に伴う CCER 取引が本格的に幕を開けました。

## 2、「CCER 管理弁法」の抜粋

### (1) プロジェクト方法学に関する運用規則の改正

	方法学に関する運用規則
「旧暫行弁法」	国家発展・改革委員会に届出した方法学（プロジェクトの開発者が自ら申請できる）を採用する。
「CCER 管理弁法」	プロジェクト査定、実施および削減量見積、監査の依拠として、すべての CCER プロジェクトに関する方法学は、生態環境部により制定を組織して発布する。

<sup>17</sup> 原文リンク：[https://www.ndrc.gov.cn/xxgk/zcfb/gg/201703/t20170317\\_961176.html](https://www.ndrc.gov.cn/xxgk/zcfb/gg/201703/t20170317_961176.html)

「CCER 管理弁法」の上記規定に基づき、また全国の生態環境部が温室効果ガス自主的排出削減プロジェクトの設計、実施、査定および削減量の見積、監査工事を規範化するため、生態環境部が 2023 年 10 月 24 日に「〈温室効果ガス自主的排出削減プロジェクト方法学 植林カーボンシンク〉（CCER-14-001-V01）など 4 方法学の発布に通知」<sup>18</sup>を公布し、植林カーボンシンク、併合太陽熱発電、併合海上風力発電、マングローブ造林の四つのプロジェクトの類型および具体的な要求を明確にしました。

## (2) CCER プロジェクトの「唯一性」を強調

「CCER 管理弁法」の第 10 条により、登記を申請する温室効果ガス自主的排出削減プロジェクトは、下記条件を満たさなければなりません。

- 1 真実性、唯一性、追加削減効果を有する。
- 2 生態環境部門が公布するプロジェクト方法学に支持される領域に属する。
- 3 2012 年 11 月 8 日以降から着工する。
- 4 生態環境部が定めるその他の条件を満足する。

「CCER 管理弁法」第 48 条に定める定義により、今回新規追加された認定条件である「唯一性」とは、「当該プロジェクトがその他の温室効果ガス排出削減取引メカニズムを加入することなく、プロジェクトの重複認定や排出削減量の重複計算が存在しない」ということが明確にされました。

---

<sup>18</sup> 原文リンク：[https://www.mee.gov.cn/xxgk/2018/xxgk/xxgk06/202310/t20231024\\_1043877.html](https://www.mee.gov.cn/xxgk/2018/xxgk/xxgk06/202310/t20231024_1043877.html)

### (3) CCER 対象プロジェクトの範囲を広げる方向

上記「CCER 管理弁法」第 10 条 (2) の規定により、当面 CCER 登記を申請できるプロジェクトは、すでに生態環境部より方法学を公布された植林カーボンシンク、併合太陽熱発電、併合海上風力発電、マングローブ造林に限定されますが、「登記を申請する CCER プロジェクトは、炭素削減と吸収源の強化、温室効果ガス排出の回避または削減、温室効果ガス除去の達成に資しなければならない」という「CCER 管理弁法」の第 9 条により、今後もその他領域に関する方法学が公布され、CCER プロジェクトの加入範囲がより広がることと見込んでいます。

### (二) 「炭素排出権取引管理暫行条例」<sup>19</sup>公布

2 年間の意見募集と国務院常務委員会の審議を経て、炭素排出権取引と関連する部門規則、地方法規などの制定依拠になると見込まれていた「炭素排出権取引管理暫行条例」（以下、「取引管理暫行条例」という）が 2024 年 1 月 5 日に正式的に公布され、2024 年 5 月 1 日より施行することが明らかにされました。

既存の「炭素排出権取引管理弁法（試行）」と比べ、国務院による制定の行政法規とする「取引管理暫行条例」が基礎制度体系の構築と基本監督管理機構フレームワークの設計により偏重し、同条例が施行された後、部門規則である「炭素

---

<sup>19</sup> 原文リンク：[https://www.gov.cn/zhengce/content/202402/content\\_6930137.htm](https://www.gov.cn/zhengce/content/202402/content_6930137.htm)

排出権取引管理弁法（試行）」の上位法に位置づけ、炭素排出権取引と関連する部門規則、地方法規などの制定依拠と網領となります。



現在整えた全国炭素排出権取引の法律体系図

「取引管理暫行条例」は計 33 条あり、炭素排出権取引市場の範囲、重点排出単位、排出枠の割り当て、炭素排出量データの品質監督、排出枠の清算、取引運営のメカニズムに触れています。関連条項の規定は、現行の中国炭素排出権取引メカニズムを変えることはありませんが、下記炭素排出権取引市場発展に関する立法傾向には注目すべきと考えます。

- 1 「取引管理暫行条例」の第 9 条には、「炭素排出枠は無償で分配し、国家の関連要求に基づいて徐々に無償と有償を結合する分配方式を推進する」と定めています。湖北省「2022 年分配方案」が導入した政府事前留保枠の競売制度のように、EU 国境炭素税の運用開始等の国内外の事情により、有償分配の運用枠組が増える傾向にあります。
- 2 「取引管理暫行条例」の第 14 条には、「重点排出単位は、国家の関連規定に従

い、認証された温室効果ガス排出削減量を購入してその炭素排出枠の納付・清算に使用できる」と定めています。行政法規レベルで CCER と現行炭素排出権メカニズムの繋がりを確立しました。

- 3 「取引管理暫行条例」の第 29 条には、「本条例の施行前に既に設立された地方炭素排出権取引市場は、本条例の規定に基づき関連管理制度を完備化し、監督管理を強化しなければならない。」、「本条例施行後、地方炭素排出権取引市場を新規設立せず、重点排出単位は同一温室効果ガス種類および同一業種の地方炭素排出権取引市場における炭素排出権取引に参加してはならない」と定めています。湖北省を含む既存のテスト地区は、現行の炭素排出権取引メカニズム運用し続けていくことが明確にされた一方、「取引管理暫行条例」発効後の調整方向にも注意する必要があります。

### 三、炭素排出削減に関する支援政策の傾向

2023 年 4 月 4 日、武漢市人民政府が「武漢市カーボンインクルージョン体制建設実施方案（2023 年～2025 年）」<sup>20</sup>を公布し、武漢市生態環境局が 2023 年 8 月 18 日に「武漢市カーボンインクルージョン管理弁法（試行）」<sup>21</sup>（以下、「武漢市管理弁法」という）を公布しました。

---

<sup>20</sup> 原文リンク：[https://www.wuhan.gov.cn/zwgk/xxgk/zfwj/bgtwj/202304/t20230414\\_2186312.shtml](https://www.wuhan.gov.cn/zwgk/xxgk/zfwj/bgtwj/202304/t20230414_2186312.shtml)

<sup>21</sup> 原文リンク：[https://www.wuhan.gov.cn/gwfbpt/sbm/sssthj\\_79499/202311/t20231128\\_2308982.shtml](https://www.wuhan.gov.cn/gwfbpt/sbm/sssthj_79499/202311/t20231128_2308982.shtml)

「武漢市管理弁法」は計 38 条あり、カーボンインクルージョン方法学管理、カーボンインクルージョンの運用管理、カーボンインクルージョン排出削減量管理、カーボンインクルージョン排出削減量取引と納付・抹消、奨励と監督管理等が記載されており、武漢版の「CCER」とみられます。武漢市生態環境局が「武漢市管理弁法」に基づいて発行したカーボンインクルージョン排出削減量は、湖北省「2022 年分配方案」に定める相殺体制に基づいて重点排出単位の排出枠の相殺に使用することができる以外に、湖北省炭素排出権取引市場にて取引することも可能となります。

2023 年 11 月 30 日、武漢市生態環境局が「併合太陽熱発電」、「規模化家禽糞汚资源化利用」、「居民低炭素用電」の三つのカーボンインクルージョン方法学を公布しました。2023 年 12 月 15 日、武漢市生態環境局が二つのカーボンインクルージョンプロジェクト<sup>22</sup>を公布し、合計 7,609 トンのカーボンインクルージョン排出削減量を発行しました。

「取引管理暫行条例」の公布と CCER 取引の再開に伴い、および双炭関連の支援（助成金）政策減少の現状により、炭素排出削減に関する支援政策の傾向は下記のようになると考えております。日系企業の皆様には、自社の状況に踏まえて、所在地の招商、生態環境等の当局とのヒヤリングを重視し、適用可能な支援を適時に申請することを提案します。

---

<sup>22</sup> 原文リンク：[https://hbj.wuhan.gov.cn/fbjd\\_19/zc/sthjijw/xgwj/202312/t20231218\\_2321856.html](https://hbj.wuhan.gov.cn/fbjd_19/zc/sthjijw/xgwj/202312/t20231218_2321856.html)

- 1、新築・増築・技術改造等に関する個別プロジェクトに対する省エネルギー奨励が企業の助成金を得られる主要な支援種類になります。
- 2、地方当局は、地方の財政状況、経済発展・環境保護方向と任務により、助成金等の個別年度の地方支援を提供することがあります。
- 3、政府事前留保枠または炭素排出権取引からの排出枠購入、グリーン電力の使用、CCER や「武漢市管理弁法」等の地方政策によるその他排出削減枠を取得することが、重点排出単位の主要な対応方法及び排出削減による経済的効果の取得ルートとなります。
- 4、政府が支援する炭素排出権取引関連の金融製品の運用を検討できます。

別紙：本稿に触れる重要法令（CTRL+クリックでリンクを展開できます。）

- 1、[「湖北省 2022 年度炭素排出権枠分配方案」](#)
- 2、[「炭素排出権取引管理弁法（試行）」](#)
- 3、[「湖北省炭素排出権取引管理暫行弁法」](#)
- 4、[「温室効果ガス自主的排出削減量取引管理弁法（試行）」](#)
- 5、[「〈温室効果ガス自主的排出削減プロジェクト方法学 植林カーボンシンク〉（CCER-14-001-V01）など 4 方法学の発布に通知」](#)
- 6、[「炭素排出権取引管理暫行条例」](#)
- 7、[「武漢市カーボンインクルージョン体制建設実施方案（2023 年～2025 年）」](#)
- 8、[「武漢市カーボンインクルージョン管理弁法（試行）」](#)